



インターンシップ(職業体験)参加学生向けの助成制度をお知らせします

市では、大学生などが市内事業所でインターンシップ参加を行う場合の交通費・宿泊費を助成しています。令和3年度から補助対象経費を一部拡充しました。

- 対象 市内の事業所でインターンシップを行った大学生など(※)で次の要件を全て満たす人
 - 就業体験の機会の提供を目的としたものであること
 - 実習内容などが明確に定められたものであること
 - 労働関係法令が順守されたものであること
 - 採用及び選考活動とは一切関係ないものであること
- *学校教育法、職業能力開発促進法に規定する学校に在籍する学生(一部除外あり)
- 助成額 1人当たり上限2万円
- ※本助成金以外による補助金などの交付を受けた場合は、当該補助金の額を控除
- 助成対象経費
 - 交通費…居住地からインターンシップを行う市内事業所まで、または居住地から宿泊地を經由し、インターンシップを行う市内事業所までの往復に要した交通費〔鉄道賃、船賃、バス賃、タクシー代、有料道路通行料、航空賃〕

- ※タクシーを利用する場合は、片道2キロ以上とし、市内での利用に限る
- 宿泊費…市外に居住する大学生などが市内の宿泊施設を利用する場合に要した経費
- ※1泊あたり5,000円を上限
- 企画旅行費…旅行会社が企画するパック旅行商品の利用に要した経費
- ※インターンシップの参加に必要な最小限の経費として認められるものに限る
- 申請方法 申請書兼報告書に必要事項記入の上、
 - ▶学生証などの写し▶インターンシップ実施証明書▶交通費及び宿泊費に係る経費を明らかにする書類の写しを添えて、下記へ提出

*申請様式などは、市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/ijyu_teijyu/syugyoshien/1000991.html)に掲載しています



【問い合わせ・申請】本館商工労政課(☎41-3536)



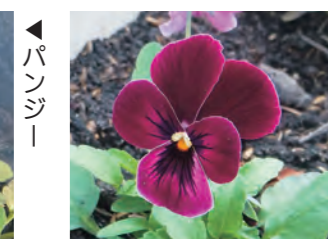
花苗(秋苗)を配布します

市では、花いっぱい運動を推進するため、公共の場所などで植栽活動を行っている団体や個人に夏・秋の2回、花苗を配布しています。今回は秋苗の申し込みを受け付けます。花苗の配布を希望する場合は、花壇等実践者名簿への登録申請をお願いします。

- 対象
 - 公道などに面し、通り掛かる人が気軽に見られる花壇、プランター、街路樹身
 - 学校や保育施設、公民館などの公共施設にある花壇、プランター
- 配布花苗 パンジー、ビオラ
- ※各種3色程度。10月中旬から下旬にかけて配布する予定です
- 申込期限 7月26日(月)
- 申し込み方法 新館公園緑地課で配布する申込書に必要事項

を記入の上、持参、郵送、ファクス、メールのいずれかで上記へ
※申込書は市ホームページにも掲載しています。持参による申し込みの場合に限り各総合支所建設係でも受け付けます

市では花壇等実践者名簿に登録された団体が、花壇を整備する場合や、花壇を補修する場合などに補助しています。詳しくは、新館公園緑地課へお問い合わせください。



▶パンジー

▶ビオラ



7月は「愛の血液助け合い運動」月間 献血にご協力をお願いします



▲県献血マスコットキャラクター「コロナちゃん！」

夏の時期は、長期休暇などにより学校や企業、団体などからの献血への協力が少なくなるため、輸血用の血液製剤が不足することがあります。献血は身近にあるボランティアです。全ての患者が必要とする血液製剤を、献血によって安定的に確保する体制を早期に確保するため、献血にご協力ください。

間は、赤血球・全血製剤で21日間、血小板製剤では4日間しかありません。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、岩手県内で延べ89会場の献血が中止となりましたが、このような状況下においても時期の隔たりなく献血者を一定に確保することがとても重要です。

■献血とは 病気やけがなどで輸血を必要としている患者のために健康な人が血液を提供することです。献血には200ミリリットル・400ミリリットル全血献血と成分献血があります。※市内で実施する献血は400ミリリットル全血献血をお願いします

■どこで献血できるの? 平日は主に事業所に、休日はショッピングモールなどに献血バスを運行しています。血液を必要としている人のために献血をお願いします。※献血日程は、広報はなまきや市ホームページに掲載しています

■なぜ献血が必要なの? 血液は長期保存することができず、また、人工的に造ることもできません。血液は必要な治療に応じて血液製剤に加工されます。その有効期

【問い合わせ】健康づくり課(☎23-3121)



青少年の非行・被害防止県民運動

内閣府では、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、関係機関と連携しながら総合的な非行・被害防止活動を展開します。

県においては、7月～8月を「青少年の非行・被害から守る県民運動(以下、県民運動)」とし、街頭啓発活動や地域活動を実施します。

■全国最重点課題

ペアレンタルコントロールなどによるインターネット利用に係る子供の犯罪被害などの防止

●ペアレンタルコントロールとは

子どもによるゲームやスマートフォンなどの使用を保護者が管理し制限する機能です。

■全国重点課題

- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為や初発型非行(犯罪)などの防止
- 再非行(犯罪)の防止
- いじめ・暴力などの問題行為への対応

■市の取り組み

市では、少年非行の未然防止と少年の健全育成を目的に、少年センターを設置。市内各地域に88人の少年補導委員を委嘱しています。

■県民運動の取り組み

少年センターでは、県民運動の取り組みとして、巡回街頭補導活動を実施。少年の不良行為や問題行動に対し、適切な助言や指導を行います。

さらに、「地域の子どもを育てる愛の一声運動」を実施し、日常生活の中で意識的に子どもたちに声を掛ける取り組みを行います。

■出前講座はいかがですか

少年センターでは、インターネットやスマートフォンの利便性や落とし穴などについて、分かりやすく説明する出前講座を実施しています。開催は無料ですので、ぜひご活用ください。

【問い合わせ】市少年センター(新館市民生活総合相談センター内☎41-3552)